

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成30年3月20日（火）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長 他

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方、手を挙げてください。ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。よろしくお願いします。

東海第二原発についてなのですが、今、最終的に債務保証先、資金手当てというものをきちんと保証しないとけない、安全対策費1,740億円に対して、そのような手配をしないと審査再開はなかなか難しいという状況にあると思うのですが、逆にどうい状態になれば、審査再開、審査書案取りまとめに向かっていくのかを確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○更田委員長 それはなかなか難しい質問で、経理的基礎については、細部までどういう状態にあればというのを想定して、これだと経理的基礎があると認められるということが規定されているものでもないし、例えば、他の技術的項目のようにガイドがあるようなものでもないもので、そういった意味では、一般論としてはなかなか答えにくい、難しいところがあります。

ただ、債務保証については、そもそも日本原電の方から話があったことで、基本的にこちらから債務保証がなければと言っている状態ではないというのは御理解をいただきたいと思います。ごくごく一般論として、安全のための投資がきちんとできるのかということを外形的に見るとというのが設置許可段階でのものだと思いますし、設置許可の段階における判断は個別の、特に経理的基礎などに関するものについて細部を定めているものではないので。ただ、まだ原電から出てきてもいないので、それがいかにも大きなそごがあるようであれば指摘をすることもあるだろうし、一般に見て経理的な環境が整ったと思われるのならばというところであって、厳密にまだ回答が得られる前の段階で、水準をというのはなかなか難しい項目だと思っています。

○記者 私は日本原電を擁護するつもりでも全くなくて、金融アナリストなどを久しぶりに取材してみたら、合格をして動くという見通しが立ったところで、金貸しというのはお金を貸すかどうかを考えるものなのだよと。だから、そういう面で、ちょっとどうなのかなという人もいるのだという話も伺って、ただ、逆に安全を見るサイドから言えば、

基礎がないのにそんなものにオーケー出すわけにいかないと、結構見合いになってしまっている部分もなきにしもあらずかなと思うのですが、その辺は、ちょっとお答えしづらいと思うのですが、何か御感想などありましたら。

- 更田委員長 確かにそういう側面といいますか、本質的にそういう面はあるだろうと思います。一方で、安全に係る規制当局としては、安全上の十分な投資ができない主体に対して、原子炉のような潜在的に大きなリスクを抱える施設の運用を認めることはできないというのも御理解いただけると思います。ただ、科学的・技術的判断というものの中にも様々に、いわゆる工学的判断という名のもとに、どうしても明確な線を引き切れないところがある。さらに言えば、経理的基礎に関して言えば、やはりそれは一般論として明確な線は引きにくい部分はあるだろうと思っています。

率直に言って、設置許可の段階で経理的な基礎について深掘りをしなければならないケースというのは、そもそもそれ余り例のあるものではありませんし、特に東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて大きく状況が異なった中でという意味では、私たち自身も難しい判断をしなければならないケースも十分に予想はしています。ですので、やはり日本原電からの回答があって判断するということですし、ただ、許可を受ける前の段階で事業主体として示せるものはどこまでだという事情についても、一定の理解はできるだろうと思っています。

- 記者 最後にしますが、例えば、日本原電が何らかの形で資金手当てをしてくれましたというところを、一回は公開の審査会合で説明し、そういうプロセスは何回か踏まれるのでしょうか。

- 更田委員長 これは審査の一環でありますし、審査の項目の一つであるし、今、申し上げたように、単に事務的というか、機械的に判断が進められるものではないでしょうか。まずは審査会合で資料とともに説明を受けてということは、当然プロセスとして踏むことになると思います。

- 記者 ありがとうございます。

- 司会 マツヌマさん。

- 記者 赤旗のマツヌマです。

先週の委員長の火山に関する発言で、確認というか、委員長は津波に関しては、それがどんなに巨大なものであっても、原子炉がそれによって事故を起こせば、津波の被害に原子炉の被害がのっかってくることになりましておっしゃって、一方で破局的噴火の場合は、九州全域とか、西日本全域とか、あるいは日本全体が一瞬で消えるかのような現象であると。ちょっと大げさではないかなと。それは置いておいて、ほかの自然災害と破局的噴火を並べること自体が難しいと。さらにほかの場所で破局的噴火の場合は、そこに原子力施設が立地しているか、していないか以前に、もとの災害に原子力施設がのっかることによって何かを重畳してしまうとか、重ねてしまうというオーダーの話で

はないと、こうおっしゃっているのです。これはつまり、噴火の被害の方が大きいので、それにプラス原発の被害があったとしても、それは取るに足らないというか、無視できるという、そういう趣旨でおっしゃっているのでしょうか。

- 更田委員長 正確な言い方を心がけたいと思いますけれども、自然災害が引き金になって原子力災害が起きたときには、自然災害による被害に原子力災害の被害がのっかること、これはどんな自然災害であっても変わりはありません。ただ、申し上げたかったのは、いわゆる津波防護の中で考えられている津波のスケールと、破局的噴火、これは大げさでも何でもなくて、破局的噴火というのは、歴史的記録で言えば、九州南半分の縄文人が一日にして消えたというようなスケールのものであって、例えば、九州の半分が浸水するという津波と被害の規模においては同等のものであって、津波にはそういったものが考えられるものではないけれども、破局的噴火というのは、今、原子力発電所がこういった脅威に対して備えなければならないと考えている他の自然災害とスケールが全く異なるものだということを私としては伝えたかった。

- 記者 被害自体は大きなものだと思うのですが、それにプラス原発が巻き添えになった場合に起こる被害はどの程度のものになるのかに関して、何らかの研究なり、考察というものはあるのでしょうか。具体的には。

- 更田委員長 破局的噴火の場合ということですか。

- 記者 例えば、火砕流に原発が襲われました、それによって何が起こるかということですね。

- 更田委員長 破局的噴火で考えられる、例えば、火砕流に発電所が直接的に襲われた場合は、そもそも人を守ることは不可能ですから、発電所には人がいなくなります。とめる間もなくかどうかはわからない。破局的噴火においても数分とか数時間程度の、そこへ伝わってくるまでの時間はあるだろうから、緊急停止をかけてということはあるかもしれないけれども、人が残っていることはできないから、そういった意味では、その後の制御をするのが難しくなってくる、あるいはその後の事故の緩和策をとるのが難しくなってくるということだと思います。

- 記者 その場合の被害というのが、火山の噴火の被害を超えないと言えるのかどうかということなのです。つまり、南九州が全滅する、人が住めなくなるというのは確かに物すごく大きいことで、原発があろうとなかろうと、そういう噴火が起こればそういうことになるのでしょうか。それを超えて、例えば、全国的に火山灰に混じって放射性物質が降るような事態で、火山灰は多分、全国レベルに降ると思うのですが、それ自体で人が住めなくなるわけではなくて、被害としては甚大であると思いますが、ある程度おさまれば、人々は戻って、復旧復興ということになるのだろうと思うのです。そのときに、もしある程度のレベルの放射性物質が降っていれば、それは大きな足かせになるのではないか。空間的な広がりとしてですね。それから、時間的にも、火砕流で飛ばされてしまった地域は、すぐには人は戻ってこられないわけけれども、数百年とかというレベ

ルで考えれば戻ってこられるわけですね。ところが、そこに、例えば、半減期の長い超ウラン元素とかに汚染されていれば、戻ってこられなくなるわけですね。だから、時間的にも空間的にも火山の被害を超えるプラスの被害が出るのではないかという懸念をしている人たちもたくさんいるわけで、それに対しては、何か具体的に答えはあるのでしょうか。

○更田委員長　そもそも破局的噴火というものは、人類が記録をとるようになってから経験をしていないものなので、余りに想定を超えた話ではあるので、それについて、あらゆる言い方ができると思う。要するに、いかようにでも言えると思います。これはもう既に科学とか技術とかいう世界ではないので、それについてコメントしようとは思いません。例えば、火山灰や火砕流みたいなパーティクルが一気にがーっとやってきている状態で、放射性物質の拡散は非常に限定的になると言いたい人は言うのですよ。一方で、やはり風みたいなものが来ているのだから、ある一定方向に行くでしょうと言いたい人は言えると思う。これはほとんど言った者勝ちの世界で、いろいろなことが言えると思います。でも、その全てが余り科学的でも技術的でもないと思って。

○記者　そうすると、少なくとも、そういう研究がこれまでにされていて、この程度だという話はないということですか。

○更田委員長　ないと思いますね。破局的噴火に関して、例えば、イエローストーンが破局的噴火をしたらという、米国で有名なテレビ番組があります。火山灰が地球上を回って、地表面の温度が非常に下がるので、結果的にイエローストーンの破局的噴火は人類の滅亡へ向かうのだというのが、数年前ですかね、米国で、NBCかABCか忘れちゃけれども、放送して話題になった。破局的噴火というのはそういったレベルのものであるので、そのときに個別の施設がどうなるかということは、それを研究と呼ぶのか、本当に推測にすぎないと考えるのか、これは個々人によって受けとめ方に幅はあるだろうと思いますけれども、実際問題として、破局的噴火のときに何が起きるかというのは、確度をもって、一定以上の確からしさをもって語る人可以いないと思っています。

○記者　そうすると、大きな被害にさらに大きい被害がのっかる可能性もある中で、容認していいと言われると、そういうリスクですね、かなりひっかかってくるのですけれども。

○更田委員長　それは、個々のお考えを全て否定しようとするつもりはないですけども、そういったリスクを考えて、例えば、人が住まないとか、そういったリスクを考えて、そこに産業を置かないとか、あらゆるものですね。原子力発電だけではないです。破局的噴火がある地域にとって、本当に目の脅威なのだったら、そもそもそこに人が住むべきではないし、住まざるを得ないかもしれないけれども、それはリスクによってそれぞれの考え方があると思います。

○記者　目前にあれば住めないというのは理屈としてわかるのですが、目前がどの程度の時間的な幅を言っているのかにもよるのですが、人が住んでいて住めなくなるだけだっ

たら、ほかの場所へ移ればいいですけれども、原発の場合は、できちゃったら移ればいいと簡単に移れないという問題の中で、ほかの施設と違ってそこのリスクをどう見るかという議論になっているのだと思うのです。ほかのものも危ないじゃないかと言われても、火砕流が来るようなところに何らかの施設を造ってしまって被害に遭った場合は、ただ単に無駄になるわけですね。だけれども、原発の場合、それで巻き込まれて害が広がれば、ほかの施設と同列には議論できないと感じるのですが。

○更田委員長 結局、それは、破局的噴火のリスクをどう捉えるかということだと思います。

○司会 ほかに御質問のある方、いらっしゃいますか。シゲタさん。

○記者 NHK、シゲタです。

今日の委員会のことについてお伺いしたいのですけれども、モニタリングポストの配置の見直しについて議論があったと思います。率直に、見直しをすることによって福島県の方々にどういう影響があると委員長はお考えなのか、お伺いさせてください。

○更田委員長 地元に行ったときに、私自身はちょっと意外に思ったところもありますけれども、数値の出るモニタリングポストが、私は地元はとにかくずっとあってほしいと思っている方々なのだと思います。ところが、あれがあるがために、いまだに放射線というものを生活の中で、ほとんど日本の他の地域と同じぐらいの放射線レベルになっているのに、いまだにここが汚染しているかのように思って、早くあれをなくしてほしいとおっしゃる方と会ったのですよ。意外とそれがそんなに少数派でもないようなのです。ごめんなさい、確かに確認した話ではないですけれども、そういう受け止め方もあるのだと。

確かにあれは、表示型のモニタリングポストというのは、例えば、緊急時に何かの判断をするためとか、あるいは広域的に今、放射線の状況がどうあるためというよりは、むしろ今、その地点で目に見えて、今の放射線量はこれというのをビジュアルにするためのものなのですね。

ですから、規制だとか監視という観点からすると、直ちに必要なものではないと。ただ、そこにお住まいになる方々が、それがあってほしいと思われるか、それとも、もうこれがない。ですから、この判断は、基本的にまさにそこに住まわれる人たちの判断が一番大事だと思っているのです。

ですから、だからこそ今日説明した担当課は全自治体回って話を聞いてというのを今までもやっていて、今後はさらに個別のモニタリングポストについて、そこから移動させる、ないしは撤去するということについて、個別に自治体の意見を聞いていく。

自治体はもちろん住民の方々の御意見を聞くことになるでしょうし、それから、実際、放射線量の低いところからというのが基本線だとは思いますが、そうはいつても、例えば、学校にまだ除去されていない土壌等があるところに関しては、低くなって

いるけれども、あってほしいとなったら、その要望を聞くように努めるし、個別の判断は、個々のものに対する具体的な判断というのは、やはりそこで生活される方、そこに住まわれる方の判断というのが一番大事だろうと思います。

○記者 繰り返しになるかもしれないですが、今日の委員会では福島県の意見とか、二本松市の意見というのが紹介されていましたが、もちろん撤去してほしいという意見もあるかもしれないのですけれども、反対される方もいらっしゃる中で、撤去を進めていくことの難しさというのはどうお感じなのでしょうか。

○更田委員長 おそらく意見が分かれたときに難しい。同じ地域であっても。放射線に対する受けとめ方というのは本当に多様なので、学校一つをとってみても、親御さんの意見を伺ったときに意見が割れる可能性があるでしょうと。そうなったときにどうするかというのは、多分難しくなるのだろうなど。

そのときにはやはり各市町村の意見を聞いてということにならざるを得ないと思いますけれども、市町村からの御要望を見ると、国が前面に立ってという御要望が随分あるので、ですからこそ、御説明するための資料を整えて、これから監視情報課がひとつひとつの案件について調整をしていくことになると思います。ただし、1人の反対もというところは、これは何事もできないので、ここら辺は、ですから、一般的な行政ではありますけれども、やはり大方の御意見を伺ってということにならざるを得ないと思います。

○記者 最後に、この3,000台、今回は2,400台が対象になると思うのですけれども、このモニタリングポストが努めてきた役割というのですか、評価というのを改めてお伺いしてもよろしいですか。7年間、6年間、こうやって3,000台が表示をしてきた意味合いというのですかね。

○更田委員長 やはり単なるセンサーではなくて、その場で見られるということが。ただ、私が評価するというよりは、実際にそういった表示型のモニタリングポストのそばで生活をされていた方がどう思われるかというのが本当の評価だと思いますので、それはやはりそちらに聞いていただきたいと思いますが、私が思うには、学校にしても、お住まいの近くであったとしても、例えば、モニタリング情報についてはホームページを見てくださいとか、広報紙を見てくださいではなくて、今、空間線量率がこうなっているというのが見られるというのは、私だったら、それはある種の生活を考える上での材料になると思いますし、非常に一般的な言葉ではあるけれども、安心できるための材料になってきたのだと思います。

○司会 では、その方。

○記者 西日本新聞のイリエですけれども、今日なのですけれども、玄海原発3・4号機の運転差し止めを求めた仮処分申し立てが却下されましたけれども、運転期間中に破局的噴火が発生する根拠は認められないという判断だと思います。阿蘇山の噴火リスクを厳しく考慮した伊方原発3号機の運転差し止めの広島判断とは大きく異なる内容に

なりましたけれども、司法の話ではありますけれども、何かお考えがありましたら聞かせていただきたいのですけれども。

○更田委員長 これはまさに民訴なので、規制当局ないしは行政機関がこれに関してコメントをするべきではないと思いますし、司法は司法としての判断をされるのででしょうし、特に民民の訴訟に対してコメントするのはふさわしくないと考えています。

○記者 あと、もう一点、火山の審査のあり方についてなのですけれども、先日の火山部会での考え方を整理した際にも、伴委員から若干御指摘のようなものがあつたと思うのですけれども、地震の場合は、電力事業者側が、例えば、活断層がないという、白であるということを証明するというようなスタンスで臨むのに対して、火山については噴火の根拠を示すように事業所に求めると。

つまり、再稼働したいと思っている側に黒のデータを提示させたりとか、認証させたりという、そういうような流れになっているのではないかという、そういう御指摘だったように私は受けとめたのですけれども、火山の審査のあり方について、委員長としてどういう整理をされているのかというのを聞かせていただきたいのですけれども。

○更田委員長 まず、一般論ですけれども、火山に限らず地震でも津波でもそうですし、例えば、個別の機器についてもそうですけれども、全くの性悪説に立ってしまうと審査というものがそもそも成立しない。審査の材料で事業者が提出する情報に載っているものというのはいくつもあります。例えば、機器の故障率であるとか、あるいは運転員が誤操作をする確率であるとか。そもそもプラントメーカーのレベルで蓄積されたような情報であるとか、それから、自然災害であれば、事業者が調査した情報であるとか、それから、例えば、活断層の有無にしても、現地調査は行いますけれども、それでも、全てそこらじゅうを掘り返してというのを国が自らやりにいくわけではないので、まず最初に、一般論からすると、確かに前に進めたい事業者の情報だけに基づいてというところが審査に対する問いかけとしてあることは理解しますけれども、ただ、一般論として、基本的な性悪説に立ってしまうと審査というものは成立しないと。

ただ、伴委員の問いかけは、地震や津波と火山とが、基本的に今申し上げたようなこちらが自ら判断をするというときの判断材料について、大きな差が出ないようにということだったのだらうと思いますけれども、火山の噴火についても、議論で2つのことが混線しがちではあるのですけれども、例えば、現実的に想定しなければならない火山噴火での火山灰の想定に関する評価と、それから、破局的噴火という、今、司法で大きく取り上げられている破局的噴火に関する審査というのは、これは火山灰想定に関して言えば、火山灰が運ばれてくる想定であるとか、そういった計算の過程、そもそもの噴出量の置き方等々が妥当なものであるかどうかというのは審査の上で見ている。

破局的噴火に関しては、より広域的なものであるもので、破局的噴火について、直前の状態にないというのを審査の中で見ているわけですけれども、これは事業者が挙げる材料も、私たちが入手できるような情報というのも本質的な部分で大きな差はないと思っ

ています。

○司会 では、ササキさん。

○記者 朝日新聞のササキと申します。

原発事故の避難者をめぐる訴訟で、先週、判決が相次ぎまして、これまで国の責任が争われた5件のうち、4件で国の責任を認める形になっています。それについての受けとめをお伺いできればと思います。

○更田委員長 係争中であるので、余り一審での判断について言及するべきではないと思いますけれども、基本的なところは、津波の予見性について、津波が予見できて、かつ、適合命令をかけるべきであったかどうかといったようなところについて、国の主張が理解されなかったのだと。国の責任を認めた裁判所においては、認められなかったものと承知をしていますけれども、これはまだ今後、関係機関等々ともきちんと協議の上で今後の対応というのを考えていくことになるのだろうと思っていますけれども、受けとめとしては、基本的に当時の津波に対する理解のもとで適合命令というのをかけるべきであったかどうかというところは、ここは大きな論点だし、それから、国側としては、しかるべき理解が得られるように今後とも説明に努めていくということだと思います。

○記者 裁判で問われているのは、2002年の長期評価が出たときであるとか、その後、2006年以降、新しい指針ができてバックチェックが進められたとか、そういうときの判断が問われているわけですがけれども、震災を経て原子力規制委員会ができて、今、審査なり、バックフィットなり、新知見の反映なりというのがそれぞれ検討されているわけですがけれども、震災前と2002年なり2006年なりの当時と今と何が違って、そのような規制権を行使しなかったことが問われているわけですがけれども、そういうことが今後起こり得るのか、得ないのか、そのあたりについての現在のお考えをお聞かせください。

○更田委員長 またちょっと一般論から入りますけれども、私たちは、例えば、学術の世界で定説となる、一定の確度を持って確定している、「確定」も、これもなかなか輪郭が曖昧な言葉の使い方ではあるのだけれども、ただし、やはりマジョリティーが一定の確からしさを持って押さえている脅威が新たに見つかった場合、今だったらそれはバックフィットをかけに行く。それは今まで考慮されていなかったような脅威が何か見つかったと。例えば、高エネルギーアークなんかはそれに当たるのですがけれども、新たな脅威が見つかったとなったら、既に許可済みのものに対してだって、基準を改めてバックフィットをかけに行く。

これは当時であっても、長期評価をどう見ていたかというところが一番大きなところだろうと思うのです。これがその世界で誰しもがという確定した定説であったのか、それとも、どんな学術界でもそうですけれども、定説に至るまでにはそのプロセスでいろいろな評価のようなものが出ますから、その一つだったのか、今後も基本的に、ある一つの説が出たからそれをカバーしなければならないとなると、全てのものをカバーする

ということになって、これはいわゆる技術的に、そうなったら規制なんて不可能ですから、やはり定説、一定以上の確からしさを持って示された脅威に対してはきちんと応えるというのは、今の姿勢でもあるし、おそらくは当時だってそれが正しかったのだろうと思います。

ただ、当時と今との違いでいえば、まず、当時の規制当局はバックフィットの制度を持っていなかったし、それから、電気事業法と炉規法が入れ子になっているような関係で、適合命令は電事法に基づいているけれども、それが炉規法の設置許可の基本設計にかかわるものに適合命令がかけられたかどうかというのは、なかなか当時として難しかったのではないかと思われるし、さらに言えば、基準や指針を作っているのは諮問機関が作っていて、その諮問機関は行政上の責任を持っていなかった。率直に言えば、原子力安全委員会と原子力安全・保安院のダブルチェックと言えはいいけれども、二重構造になっていて、責任の所在が曖昧になっている。

さらに、本来、行政上の責任を負っているべき原子力安全・保安院は、経済産業省の一外局というのか、何というのか、とにかく経済産業省の一部であったと。

ですから、規制当局の置かれている状況は違うし、さらに、余りふさわしい言葉ではないかもしれないけれども、今の規制当局は当時に比べればはるかに強い武器をもらっていますので、対応は大きな違いがあると思います。ただ、一貫している部分は、参酌すべき情報が一定以上の確からしさを持ったものかどうかという判断が一番のポイントだと思います。

○司会　　ドイツさん。

○記者　　電気新聞のドイツです。

昨年9月の委員長交代から間もなく半年になるかと思うのですがけれども、その間、柏崎刈羽6・7号機の設置変更許可を出したり、委員長が国会質疑などにもお出になられて、委員長としての主要なお仕事も一通りこなされたかというような印象もあるわけですが、委員長代理からお立場が変わって、この間の感想なり、当初思い浮かべていたこととの違いなんかもありましたら、お答えをお願いできればと思います。

○更田委員長　　そうですね。まだ一通りというほどの経験を積んだと思っていない部分はあります。というのは、昨年中の国会は特別国会で非常に限られたものであったし、それから、通常国会が始まって、まだ常設の委員会で答弁に立つというような機会もそれほど経験しているわけではないので、まだまだこれからなのかなとは思っていますけれども、やはり委員長の仕事というのは、一言で言えば、田中さんはこんなことをしていたのだというのが一番率直な印象で、当然、全領域をカバーするので、聞かなければならない話は非常に多いし、判断を与えなければならぬ範囲も非常に広い。それから、個別の決裁であるとか、人事案件であるとか、そういった他の委員にはないようなものがありますし、委員長代理という立場に直前はいたわけですがけれども、どんな組織でも、

トップとナンバー２との間の隔たりというのは非常に大きいと率直に思っています。

ただ、確かに半年たったのですね。だけれども、本格的に委員長としての経験を積んだと言えるのは、まだもう少し先のように思っています。

○記者 もう一点だけ。特にこれだというような反省点とか、何かそんなものが、反省点とか、今後改善すべきところとか、そういったものを何か感じた部分というのはあるのでしょうか。

○更田委員長 委員長としてのという御質問だと思ってお答えしますが、田中さんのような重々しさはないですね。それを下手にまねしようとするのが滑稽なので、まねしようとは思っていませんけれども、やはり田中さんは、一言一言にしても、それから、表情にしても、彼の御経験によって得たものだと思いますけれども、これは自分がどう思うかではなくて、皆さんが思われることかもしれないけれども、田中さんに比べると軽いかなというように思っています。

○司会 よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—